

令和6年度

障がい者(児)福祉のしおり



別 海 町

— もくじ —

1 障がい者（児）手帳交付制度	1
2 税金等の控除及び減免措置	2～3
（1）所得税の障害者控除	（3）相続税の障害者控除
（2）住民税の障害者控除	（4）自動車税の減免（軽自動車税含む）
3 医療費等の助成制度	4～6
（1）自立支援医療の給付（育成医療）	（7）小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業
（2）自立支援医療の給付（更生医療）	（8）未熟児養育医療制度
（3）自立支援医療の給付（精神通院医療）	（9）重度心身障害者の医療費の助成制度
（4）補装具費	（10）難病患者等通院交通費助成
（5）軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	（11）後期高齢者医療障がい認定
（6）日常生活用具給付事業	（12）指定難病の医療費助成制度
4 年金・手当の制度	7～8
（1）児童扶養手当	（5）障害者扶養共済制度
（2）特別児童扶養手当	（6）別海町心身障害者扶養共済制度掛金助成制度
（3）特別障害者手当	（7）障害基礎年金
（4）障害児福祉手当	（8）年金生活者支援給付金制度
5 公共料金の減免等	9～11
（1）NHK放送受信料の減免	（7）バス運賃の割引
（2）身体障害者旅客運賃の割引	（8）精神障がい者に対する運賃割引
（3）障がい者割引運賃（航空運賃）	（9）電話番号案内料の無料措置
（4）知的障害者旅客運賃の割引	（10）障害者等の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）
（5）タクシー運賃の割引	（11）有料道路運行料金の割引
（6）戦傷病者乗車券割引証の交付	
6 援助関係	12～16
（1）外出支援サービス事業	（9）巡回児童相談
（2）配食サービス事業	（10）ヘルプマーク・ヘルプカード
（3）介護保険	（11）福祉牛乳の支給
（4）障害児通所給付支援事業	（12）福祉入浴券の助成
（児童発達支援）	（13）障がい者（児）バス・ハイヤー共通利用券交付
（放課後等デイサービス）	（14）町有バス利用料免除
（5）障害児通所支援利用者負担額助成事業	（15）労災特別介護施設（ケアプラザ）
（6）子ども発達支援センター	（16）NE T119緊急通報システム
（7）子ども発達支援専門職巡回事業	（17）身体障害者等駐車禁止除外指定車標章
（8）心身障がい者巡回相談	
7 日常生活用具種目一覧表	17～19
8 小児慢性特定疾患児日常生活用具種目一覧表	20
9 補装具一覧表	21
10 生活福祉資金貸付のご案内	22～25
11 身体障害者手帳等級表	26～29
12 療育手帳等級表	30
13 精神障害者保健福祉手帳等級表	31
14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	32～36
（1）訪問系・その他のサービス	（6）計画相談支援
（2）日中活動系サービス	（7）サービス利用までの流れ
（3）居住系サービス	（8）『サービス等利用計画』・『障害児支援利用計画』
（4）地域相談支援	作成の流れ
（5）障害児通所支援	（9）障がい福祉サービスを利用したときの費用
15 地域生活支援事業	37
16 令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧	38～41
17 別海町障がい福祉サービス事業所等一覧	42～44
18 別海町地域生活支援事業一覧	45
19 自殺予防に関する基礎知識	46

◆ 障がい者（児）手帳交付制度

障がいを要件として交付される手帳には、次の６種類があります。本人または保護者の申請（戦傷病者手帳については請求）により交付されます。

- 1 身体障害者手帳
- 2 療育手帳
- 3 精神障害者保健福祉手帳
- 4 被爆者手帳（窓口は中標津保健所）
- 5 戦傷病者手帳（窓口は北海道）
- 6 公害医療手帳（現在、北海道内には交付対象者なし）

これらの手帳交付を受けることによって、国や地方自治体等の各種援護やサービスを受けることができます。たとえ障がいがあっても、これらの手帳を所有していなければ援護やサービスが受けられない場合がありますので、手帳は福祉措置を受ける対象者であることの証明となる大切なものです。

このしおりは、福祉措置の主なものを掲載しており、法律等の改正による変更など、令和６年４月現在で把握している内容を掲載しております。

なお、詳しくは別海町役場福祉部福祉課 社会・障がい福祉担当及び最寄りの支所・連絡事務所にてお訪ねください。

別海町役場福祉部福祉課 電話番号 ０１５３－７４－９６４１（直通）
ファックス ０１５３－７５－２７７３

※別海町身体障がい者相談員・知的障がい者相談員（委嘱期間：令和６年４月１日～令和８年３月３１日）

- | | |
|-------------------------------|---------------|
| ・身体障がい者相談員 森井 信幸（別海１４１番地の７０） | 080-6081-9385 |
| ・知的障がい者相談員 徳富 亨子（別海１３０番地の１１９） | 0153-75-1065 |

◆ 税金等の控除及び減免措置

制度名	対象者	控除又は減免内容	取扱機関
所得税の障害者控除 	【特別障害者】 本人または配偶者、扶養親族が 身体障害者手帳 1級～2級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1級 戦傷病者手帳 特別項症～第3項症 被爆者健康手帳 所持者	特別障害者控除 40万円 同居特別障害者控除 75万円	○税務署 根室税務署 0153-23-3261 (窓口) 確定申告 税務署
	【障害者】 本人または配偶者、扶養親族が 身体障害者手帳 3級～6級 療育手帳 B 精神障害者保健福祉手帳 2級～3級 戦傷病者手帳 4項症～4目症	障害者控除 27万円	
住民税の障害者控除 	【特別障害者】 本人または配偶者、扶養親族が 身体障害者手帳 1級～2級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1級 戦傷病者手帳 特別項症～3項症 被爆者健康手帳 所持者	特別障害者控除 30万円 同居特別障害者控除 53万円	○役場税務課 課税担当 0153-74-9256 0153-74-9257
	【障害者】 本人または配偶者、扶養親族が 身体障害者手帳 3級～6級 療育手帳 B 精神障害者保健福祉手帳 2級～3級 戦傷病者手帳 4項症～4目症	障害者控除 26万円	
相続税の障害者控除 	相続財産を取得した方が特別障害者 または障害者であるとき 【特別障害者】 身体障害者手帳 1級～2級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1級 戦傷病者手帳 特別項症から第3項症	85歳に達する年齢×20万円	○税務署 根室税務署 0153-23-3261
	【障害者】 身体障害者手帳 3級～6級 療育手帳 B 精神障害者保健福祉手帳 2級～3級 戦傷病者手帳 4項症～4目症	85歳に達する年齢×10万円	

◆ 税金等の控除及び減免措置

制度名	対象者	控除又は減免内容	取扱機関																																																																																																																																					
自動車税の減免 	身体に障がいのある方のために使用する自動車で、一定の要件に当てはまるものは、申請により自動車税の課税免除及び自動車税環境性能割の減免を受けることができます。	全額免除	○普通自動車 根室振興局 税務課 0153-24-5440 ○軽自動車 役場税務課 減免申請期間 6/3～6/24まで 0153-74-9256 0153-74-9257																																																																																																																																					
軽自動車税種別割の減免 	1 自動車税種別割減免要件 (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方 <table><thead><tr><th>障がいの区分</th><th>1級</th><th>2級</th><th>3級</th><th>4級</th><th>5級</th><th>6級</th></tr></thead><tbody><tr><td>視覚障害</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>聴覚障害</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>平衡機能障害</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>音声機能障害</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="7">※喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限ります。</td></tr><tr><td>上肢不自由者</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>下肢不自由者</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>体幹不自由者</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="7">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td></tr><tr><td>上肢機能</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>移動機能</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>心臓機能障害</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>腎臓機能障害</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>呼吸器機能障害</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>膀胱・直腸機能障害</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>小腸機能障害</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>肝臓機能障害</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (注意) 2つ以上の障がいの区分に重複して障がいを有する方は、個々の障がいの区分について、いずれかの障害等級に該当することが必要です。 (2) 療育手帳の交付を受けている方 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている方 ※戦傷病者手帳の交付を受けている方で一定の範囲の障がいを有する方。 ※詳しくはお近くの支庁又は道税務所にお問い合わせください。 2 減免の申請期限 (1) 自動車税環境性能割 自動車の登録日の2か月後 (2) 自動車税種別割（上記1：自動車税減免要件） ①4月1日に減免要件に該当している方 （自動車税種別割納税通知書の納期限（5月31日）） ②年度の途中で減免要件に該当する方 （減免要件に該当することとなった日の2か月後） ③減免自動車を入れ替える方 （自動車の登録日の2か月後） 3 申請内容等の変更があった場合は手続きをお願いします。 (1) 婚姻等により氏名を変更した場合 (2) 転居等により自動車車検証の記載事項が変更した場合 (3) 自動車の登録番号を変更した場合 (4) 自動車の運転者を障がいのある方から同居の家族に変更した場合 (5) 上記以外で自動車税種別割納税通知書が届いたが、減免要件に該当している場合 4 申請に必要な書類 (1) 自動車税環境性能割、自動車税課税免除、減免申請書（軽自動車税減免申請書） (2) 障がい者手帳（原本）（3）自動車運転免許証（原本） (4) 自動車車検証（原本）（5）印鑑			障がいの区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	視覚障害							聴覚障害							平衡機能障害							音声機能障害			※				※喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限ります。							上肢不自由者							下肢不自由者							体幹不自由者							乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害							上肢機能							移動機能							心臓機能障害							腎臓機能障害							呼吸器機能障害							膀胱・直腸機能障害							小腸機能障害							ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害							肝臓機能障害						
障がいの区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級																																																																																																																																		
視覚障害																																																																																																																																								
聴覚障害																																																																																																																																								
平衡機能障害																																																																																																																																								
音声機能障害			※																																																																																																																																					
※喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限ります。																																																																																																																																								
上肢不自由者																																																																																																																																								
下肢不自由者																																																																																																																																								
体幹不自由者																																																																																																																																								
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害																																																																																																																																								
上肢機能																																																																																																																																								
移動機能																																																																																																																																								
心臓機能障害																																																																																																																																								
腎臓機能障害																																																																																																																																								
呼吸器機能障害																																																																																																																																								
膀胱・直腸機能障害																																																																																																																																								
小腸機能障害																																																																																																																																								
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害																																																																																																																																								
肝臓機能障害																																																																																																																																								

◆ 医療費等の助成制度

制度名	対象者	給付の内容	取扱機関
自立支援医療の 給付 (育成医療) 	身体上障がいのある児童又は現存 する疾患をそのままにすると将来にお いて障がいを残すと認められる児童 (手術等)	入院・通院 原則、医療費の1割を自己 負担する(入院時の食事代は 自己負担) 一定の所得以外の場合、負 担上限額あり(対象外の場合 もある)	○役場福祉課 社会・障がい福 祉担当 0153-74-9641
自立支援医療の 給付 (更生医療) 	身体障害者手帳を有する18歳以上 の方で障害が永続し治療が必要な方 (手術・透析療法等)		
自立支援医療の 給付 (精神通院医療) 	精神科へ通院し受診している方	病院外来・薬局 原則、医療費の1割を自己 負担する 一定の所得以外の場合、負 担上限額あり(対象外の場合 もある)	
補装具費 	身体障害者手帳の交付を受けた方で、 障害のために失われた部位や、機能不 全が補装具により改善される方。	身体障害者手帳に記載され ている障がいに関し補装具費 の助成を受けることが可能。 P21参照	
軽度・中等度難 聴児補聴器購入 費等助成事業 	身体障害者手帳の対象とならない軽 度・中等度の障害児に対し、言語の習 得や健全な発達を支援すること等を目 的として、補聴器購入(修理)費用を 助成します。 対象者 1 町内に住所を有する18歳未満の 児童 2 両耳の聴力レベルが30デシベル 以上で、身体障害者手帳に該当と ならない児童 3 一時的な聴力の低下ではなく、耳 鼻咽喉科的治療により聴力の回復 が見込まれない児童 4 言語の習得等一定の効果が期待で けると医師が判断した児童 5 本事業による助成に相当するもの を受けられない児童 6 対象児が属する世帯の最多納税者 の町民税所得割額が46万円を超 える方がいないこと	助成額 購入(修理)費用と町が定 める基準額と比較して、い ずれか少ない額の1割を対 世帯が負担する。 ※生活保護世帯、非課税世帯 は、全額助成 申請方法 1 申請書 2 医師の意見書 3 補聴器業者が作成した見 積書 4 その他町が求める書類	
日常生活用具給 付事業 	重度障害者等に対し、日常生活用具 を給付します。	給付用具の対象者 P17~19参照	

◆ 医療費等の助成制度

制度名	対象者	給付の内容		取扱機関
小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業 	小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具を給付します。	給付用具の対象者は、 P20参照		○役場福祉課 社会・障がい福祉担当 0153-74-9641
未熟児養育医療助成制度 	1歳に満たない乳児で、医師が入院養育を必要と認めた者 (1) 出生時体重が2,000グラム以下 (2) 運動不安、痙攣がある者 (3) 体温が摂氏34度以下の者 (4) 呼吸器、循環器、消化器などに治療が必要な者 (5) 異常に強い黄疸のある者	世帯の所得状況により徴収設定しているが、子ども医療で助成されるため自己負担はありません。		○役場町民課 後期高齢者・医療給付担当 0153-74-9646
重度心身障害者の医療費の助成制度 	1 身体障害者手帳1・2級及び3級（内部障害のみ）の所持者 2 療育手帳Aの所持者 3 精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者 ※1～3のうち65歳～74歳の方は後期高齢者医療加入者	入院・通院 自己負担が医療費の1割又は初診時一部負担となるよう助成する。 （高校生以下は自己負担なし） 3に該当する方 1級 入院・通院 2級 入院のみ		
難病患者等通院交通費助成 	別海町に居住し道内の医療機関（町内を除く）に通院し治療を受けている方及びその介護者 1 下記受給者証の交付を受けた方 ①特定医療費（指定難病）受給者証 ②特定疾患医療受給者証 ③小児慢性特定疾病医療受給者証 ④ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証 2 重度心身障害者医療受給者の認定を受けている方	25km単位で区分し片道6,000円を限度とする。 ※介護者については条件あり		
後期高齢者医療障害認定 	65歳～74歳の高齢者で一定の障害がある方 1 身体障害者手帳 (1) 1級～3級に該当 (2) 4級の音声障害又は言語障害に該当 (3) 4級のうち下肢障害の1号、3号、4号に該当 2 療育手帳Aの所持者 3 精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者 4 国民年金などの障害年金1・2級を受給している方	入院・入院外 高齢者の医療の確保に関する法律による負担区分 ※自己負担限度額が一般の被保険者よりも低い額で設定されている。		
		負担割合	負担区分	
		現役並み所得者 3割	現役Ⅲ	
			現役Ⅱ	
			現役Ⅰ	
		一定以上所得者 2割	一般Ⅱ	
		1割	一般Ⅰ	
			区分Ⅱ	
			区分Ⅰ	

◆ 医療費等の助成制度

制度名	対象者	給付の内容	取扱機関
指定難病の医療費助成制度 	国が定める診断基準を満たしている方、または、12か月以内に指定難病に係る医療費総額が基準を超えている方 基準額：33,330円 自己負担が3割の場合10,000円 自己負担が2割の場合 6,670円 自己負担が1割の場合 3,330円 限度額33,330円を超え る月が3か月以上の場合に適用されます。	1 必要書類 (1) 診断書 (2) 申請書 (3) 被保険者証（写） (4) 課税証明書 (5) 世帯全員の住民票（写） ※状況により、上記以外にも書類を求められる場合があります。 ※申請受付は、北海道保健福祉部になります。 ※対象難病疾病は別紙記載 P38～41 参照	○道保健福祉部 健康安全局地域保健課難病対策係 011-231-4111 (代表)

◆ 手当・年金制度

制度名	対象者	給付の内容	取扱機関
児童扶養手当 	父母の離婚などにより、片親と生計を同じくしていない児童を扶養しているひとり親家庭等 1 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで 2 子に障がいがある場合は、20歳に達する日以降の最初の3月31日まで ※所得や公的年金受給による支給制限がある。	R6.4～ 全部支給 1人 月45,500円 2人 月56,250円 3人 月62,700円 支給月（前2ヶ月） 1.3.5.7.9.11月	○根室振興局 社会福祉課 0153-23-6914 ○役場福祉課 こども・子育て担当 0153-74-9642
特別児童扶養手当 	在宅で心身に重度又は中度の障がいのある児童を監護養育している父母等（所得や障がいを事由とする公的年金受給による支給制度がある）	R6.4～ 1級 月55,350円 2級 月36,860円 支給月（前4ヶ月分） 4・8・12月	○根室振興局 社会福祉課 0153-24-5459 ○役場福祉課 社会・障がい福祉担当 0153-74-9641
特別障害者手当 	在宅で著しく重度の障がいがあり、重複又はそれに準ずる程度の障がいがあり、常時特別な介護を必要とする20歳以上の方 ※所得や他の年金等による支給制限がある。	R6.4～ 月28,840円 支給月（前3ヶ月分） 2・5・8・11月	○役場福祉課 社会・障がい福祉担当 0153-74-9641
障害児福祉手当 	20歳未満で次のいずれかに該当する方 1 在宅で身体障害者手帳1級～2級の一部の方 2 在宅でIQ20以下又はIQ35以下で重複障がいを伴う知的障がい者 3 在宅で2と同程度の精神障がい者 ※所得や他の年金等による支給制限がある。	R6.4～ 月15,690円 支給月（前3ヶ月分） 2・5・8・11月	
障害者扶養共済制度 	障がいのある方を扶養している保護者の方々の連携と、相互扶助の精神に基づき、障がいのある方の生活の安定の一助と福祉の増進に資するとともに親亡き後の障がいのある方の将来に対し、保護者の方が抱く不安の軽減を図る目的として生まれたものです。 障がいのある方を扶養している保護者が自ら生存中に毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者が死亡・重度障がいがあったときに一定額の年金を支給する制度です。	掛金月額 35歳未満 9,300円 35歳以上40歳未満 11,400円 40歳以上45歳未満 14,300円 45歳以上50歳未満 17,300円 50歳以上55歳未満 18,800円 55歳以上60歳未満 20,700円 60歳以上65歳未満 23,300円 ※最大2口まで加入可能 年金額 1口加入時 月額20,000円 2口加入時 月額40,000円	○役場福祉課 社会・障がい福祉担当 0153-74-9641
別海町心身障害者扶養共済制度掛金助成制度 	障害者扶養共済制度に加入し掛金を納めている方	掛金額の1/2を助成 ※国の減免を受けている方についてはその額の1/2	

制度名	対象者	取扱機関
障害基礎年金 	20歳以上で国民年金の加入者又は加入者であった方が国民年金法施行令別表に定める程度の障がい者となり、次のいずれかに該当するとき 1 20歳前に初診日がある方 ※所得や公的年金受給による支給制限がある。 2 年金加入後に初診日がある方 ※加入期間の2/3以上の保険料を納めているか又は初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の滞納がない場合 ※詳細についてはお問合せください。 年金額 1級 年1,020,000円 2級 年 816,000円 手帳と年金の等級は一致しません。（身体、療育） 精神障害者保健福祉手帳の更新は、年金証書・年金振込通知書で更新ができます。 18歳未満又は20歳未満の障がい者を扶養している場合の加算 配偶者、子2人まで 年234,800円 3人目以降（各） 年78,300円 支給月（前2ヶ月） 2・4・6・8・10・12月	○釧路年金事務所 0154-61-6001 ○役場町民課 戸籍年金担当 0153-74-9644
年金生活者支援給付金制度 	1 老齢年金生活者支援給付金 月額5,310円 （1）65歳以上の老齢基礎年金の受給者 （2）同一世帯の全員が市町村民税非課税 （3）前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が878,900円以下 ※月額基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間等に応じて算出されます。 ※障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。 2 障害年金生活者支援給付金 障害等級が1級 月額6,638円 （1）障害基礎年金の受給者 障害等級が2級 月額5,310円 （2）前年の所得が〔4,721,000円＋扶養親族の数×38万円（※）〕以下 （※老人扶養親族等の場合は異なります。） ※障害年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。 3 遺族年金生活者支援給付金 月額5,310円 （1）遺族基礎年金の受給者 （2）前年の所得が〔4,721,000円＋扶養親族の数×38万円（※）〕以下 （※老人扶養親族等の場合は異なります。） ※2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、月額を子の数で割った金額が加算されます。 ※遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。	○厚生労働省 給付金専用ダイヤル 0570-05-4092

◆ 公共料金の減免等

制度名	対象者	減免内容	取扱機関
NHK放送受信料の減免 	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が世帯の構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税世帯の場合。 1 視覚聴覚障がい者が世帯主の場合 2 重度の障がい者が世帯主の場合 (1) 身体障がい者 1級～2級 (2) 知的障がい者 A (3) 精神障がい者 1級 3 戦傷病者で第1款症の方が世帯主の場合	全額免除 ----- 半額免除	○NHK 釧路放送局 0154-41-9191 ○役場福祉課 社会・障がい福祉担当 0153-74-9641
身体障害者旅客運賃の割引 	第1種身体障がい者が介護者と一緒に旅行する場合 ----- 第1種及び第2種身体障がい者が単独で旅行する場合 (片道100kmを超える場合) ----- 12歳未満の第2種身体障がい者とその介護者	障がい者本人とその介護者 割引率50% ・普通乗車券 ・回数乗車券 ・普通急行券 割引率50% ・普通乗車券 ----- 割引率50% ・定期乗車券	○JR各社(窓口) ○JR各駅 ○JR北海道釧路支社 0154-22-3003
障がい者割引運賃(航空運賃) 	1 対象者 身体障害者手帳(第1種、第2種)、戦傷病者手帳または療育手帳(航空割引印あり)の交付を受けているご本人に加え、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障がい者に適用します。 また、航空割引印のない戦傷病者手帳、療育手帳の交付を受けている方も適用します。 2 介護者 手帳の区分にかかわらず、ご本人及び同一便に搭乗される介護者(1名に限る)が割引の対象となります。 3 注意事項 手帳には必ず顔写真が付いていること及び有効期間内であることが条件となります。	各航空運送業者が設定するものであり、航空運送業者又は路線によって異なる。 日本航空(株) 日本トランスオーシャン航空(株) 日本エアコミューター(株) 琉球エアコミューター(株) (株)ジェイエア (株)北海道エアシステム 天草エアライン(株) 全日本空輸(株) ANAウイングス(株) スカイマーク(株) (株)ソラシドエア (株)スターフライヤー アイベックスエアラインズ(株) オリエンタルエアブリッジ(株) (株)AIRDO	窓口 ○航空会社営業所又は代理店 ○Iアニコソ(株) 中標津営業所 空港営業所 0153-72-4866
知的障害者旅客運賃の割引 	第1種知的障がい者が介護者と一緒に旅行する場合 ----- 第1種及び第2種知的障がい者が単独で旅行する場合 (片道100kmを超える場合) ----- 12歳未満の第2種知的障がい者とその介護者	障がい者本人とその介護者 割引率50% ・普通乗車券 ・回数乗車券 ・普通急行券 割引率50% ・普通乗車券 ----- 割引率50% ・定期乗車券	○JR各社(窓口) ○JR各駅 ○JR北海道釧路支社 0154-22-3003
タクシー運賃の割引	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方(同一区間を乗車する介護者の適用となります)	割引率10%	○タクシー各社 ○ハイヤー各社

◆ 公共料金の減免等

制度名	対象者	減免内容	取扱機関
戦傷病者乗車券 割引証の交付 	戦傷病者手帳所持者 1 乗車券引換証 ・片道普通乗車券 2 急行券引換証 (片道100kmを超える場合) ・自由席特急券 ・特定特急券 ・立席特急券及び普通急行券	現物支給	○根室振興局 社会福祉課 0153-24-5459
バス運賃の割引 	第1種身体障がい者及び第1種知的障がい者が介護者と共に利用する場合 第1種及び第2種身体障がい者並びに第1種及び第2種知的障がい者が単独で利用する場合 精神障害者保健福祉手帳所持者	両者とも半額 半額 釧根管内で本人のみ半額 ※都市間バスの場合は、減免の対象となりません。	○根室交通 0153-24-2202 ○阿寒バス 0154-37-2221 ○くしろバス 0154-36-1818
精神障がい者に対する運賃割引 	精神障害者保健福祉手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者に同行する介護人	札幌市の地下鉄、路面電車の料金が割引になります。	○札幌市交通案内センター 011-232-2277
電話番号案内料の無料措置 	1 身体障害者手帳所持者 (1) 視覚障がい者 1級～6級 (2) 肢体不自由者 1級～2級 ・上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい (3) 聴覚障がい 2級、3級、4級、6級 (4) 音声機能、言語機能又はしゃく機能の障がい 3級、4級 2 戦傷病者手帳所持者 (1) 視力障がい 特別項症～第6項症 (2) 上肢障がい 特別項症～第2項症 (3) 聴覚障がい 第2項症～第4項症 (4) 音声機能、言語機能又はしゃく機能の障がい 第1項症、第2項症、第4項症 3 療育手帳所持者 4 精神障害者保健福祉手帳所持者	104番を利用される際に、最初に「ふれあい案内」と申し出いただき、登録電話番号と暗証番号をオペレーターへ教えてください。 ※事前登録が必要です。	ONTT東日本お客様相談センター 0120-104174
障害者等の少額貯蓄非課税制度(マル優制度) 	身体障害者手帳の交付を受けておられる方、障害者年金を受給中の方、遺族基礎年金を受給中の方など。 非課税貯蓄申告書と非課税貯蓄申込書を提出し、身体障害者手帳や年金証書及び個人番号カード等、一定の確認書類を提示する必要があります。	限度額 350万円	○各金融機関 ○各郵便局

◆ 公共料金の減免等

制度名	対象者	減免内容	取扱機関
有料道路運賃料金の割引 	1 本人が運転する場合 身体障害者手帳の交付を受けているすべての方が対象になります。 2 本人以外の方が運転する場合 障害者手帳に記載されている第1種の手帳を交付されている方が対象になります。 3 対象とならない自動車 事業用車両、レンタカー、タクシー、軽トラック、借用自動車、代車等、貨物自動車（後部座席側面に窓がないもの及び眼隠しされている場合） 営業車（外見上営業車とわかる場合）	割引率5割以内 【必要書類】 ・身体障害者手帳 ・車検証 ・免許証 【有効期間】 ・2回目の誕生日まで（誕生日の2ヶ月前から更新手続き可能）	○日本道路公団等（窓口）各料金所 ○役場福祉課 社会・障がい福祉担当 0153-74-9641

令和5年3月27日から下記のとおり改正されました。

自動車	適用範囲		
	事前申請において登録できる自動車（※1）	事前申請において登録していない自動車	
	本人運転・介護運転	本人運転	介護運転
●普通自動車 自動車車検証等の「用途」に「乗用」と、記載している車で乗車定員10人以下のもの。	○（※2）	○	○
●貨物自動車 自動車車検証等の「用途」に「貨物」と、記載している車で後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。	○（※2）	○	○
●特種用途自動車 自動車車検証等の「用途」に「特種」と、記載している車で「車体の形状」に「車いす移動車（身体障害者輸送車）」、「患者輸送車」又は「キャンピング車」と記録されているもので、乗車定員10人以下のもの。	○（※2）	○	○
●二輪自動車 総排気量が125ccを超えるもの。	○（※2）	○	○
●レンタカー 貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車のうち、上記記載の乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車、二輪自動車。	×	○	○
●借用自動車 車検・修理時の台車や社会福祉協議会貸出車両等のうち、上記記載の乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車、二輪自動車。	×	○	○
●介護・福祉タクシー、一般タクシー（※3） 道路運送法第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業若しくは同条第2号に定める特定旅客自動車運送事業に係る上記記載の乗用自動車、特種用途自動車のうち、「自家用・事業用の別」に「事業用」と記録されているもの。	×	×	○
●福祉有償運送車両 道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、同法施行規則第49条第2号に定める福祉有償運送に係る上記記載の乗用自動車、特種用途自動車。	×	×	○

※1 ETC利用申請を行うためには自動車の事前登録が必要です。

※2 次の所有者要件を満たす自動車に限ります。

※3 ETCカードを車載器から抜けないタクシーでは本割引は適用されませんので、タクシーの予約時又は乗車する前にタクシー会社又は乗務員に確認を行ってください。

◆ 援助関係

制度名	対象者	援助内容	取扱機関
外出支援サービス事業 	老衰、心身の障がい及び病症等の理由により、車いすやストレッチャーを利用しなければ移動が困難な高齢者又は重度身体障がい者であって、一般の交通機関を利用することが困難な方	利用者負担額 1回につき 500円 低所得世帯 1回につき 250円	○役場介護支援課 高齢者福祉担当 0153-74-9643
配食サービス事業 	障がい者及び高齢者のみの世帯で調理が困難な世帯 65歳以上の単身世帯 65歳以上の高齢者のみの世帯 65歳以上の高齢者の属する世帯のうち、特に生活支援が必要と認める世帯等	1週間に5食以内 利用者負担額 1食につき400円	
介護保険 	1 65歳以上の方 (第1号被保険者) 原因を問わず日常生活に介護や支援が必要となった場合に介護認定を受けるとサービスが利用できます。 2 40～64歳未満の方 (第2号被保険者) 加齢による病気(特定疾患)が原因で、介護や支援が必要となった場合に介護認定を受けるとサービスが利用できます。 【特定疾患】 ①筋萎縮性側索硬化症 ②後縦靱帯骨化症 ③骨折を伴う骨粗鬆症 ④多系統萎縮症 ⑤初老期における認知症 ⑥脊髄小脳変性症 ⑦脊柱管狭窄症 ⑧早老症 ⑨糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑩脳血管疾患 ⑪進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ⑫閉塞性動脈硬化症 ⑬関節リウマチ ⑭慢性閉塞性肺疾患 ⑮両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ⑯がん末期	在宅サービス及び施設サービスがありますが、要支援の認定区分によっては、受けられるサービスが異なります。	○役場介護支援課 介護保険担当 0153-74-9643
障害児通所支援事業	児童発達支援 対象者：就学前児童 日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得等を行います。 放課後等デイサービス 対象者：小学1年生から18歳 生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な訓練を行います。 ※18歳に達した後においても、引き続き療育を受けなければ、その福祉を損なうおそれがあると認められるときは、20歳に達するまで利用することができる。	ことばの遅れや運動の遅れなど発達や成長に心配のあるお子さん1人ひとりにあったプログラムに基づいて、遊びや運動を通し、お子さんの持っている力を十分に引き出しながら運動面・精神面の発達を促し、生活する力が身がつくように支援します。	○役場福祉課 社会・障がい福祉担当 0153-74-9641 P44事業所掲載

◆ 援助関係

▼

制度名	対象者	援助内容	取扱機関
障害児通所支援利用者負担額助成事業 	本町から受給者証の交付を受けた児童で障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）を利用する児童の保護者	子育て世帯の経済的及び精神的負担を軽減します。 1 必要書類 （1）事業所から発行された領収書 （2）印鑑	○役場福祉課 社会・障がい福祉担当 0153-74-9641
子ども発達支援センター 	心身の発達に心配のある子どもや障がいを持つ児童とその保護者に対し、適切な支援やアドバイスを行います。	来所・電話等による相談 月～金8：45～17：30 （土日祝祭日を除く）	○児童デイサービスセンター内 0153-75-1929
子ども発達支援専門職巡回事業	児童とその保護者が集まる施設に巡回支援を実施することにより、発達の遅れや障がいがある段階から、適切な相談支援及び療育を受けることができる体制を整備し、障がい児等の発達支援を行います。	認定こども園、へき地保育園、小学校及び中学校に在籍する発達の遅れ、又は障がいのある児童とその保護者と認定こども園の職員等	○役場福祉課 社会・障がい福祉担当 0153-74-9641
心身障がい者巡回相談 	1 身体障がい者及び知的障がい者の方々の医学的、心理学的及び職能的判定など。 2 補装具の処方及び適合判定など。 3 身体障がい者及び知的障がい者の方々の専門的相談など。	中標津町 6/20～21日 根室市 6/6、9/12 釧路市 5/28～30 9/10～11 12/3～4 2/26～27	
巡回児童相談 	児童の健全育成を目的として、釧路児童相談所による相談を実施します。		1 18歳未満の子供の心や体に関する相談 2 学校や家庭での問題についての相談 3 上記のほか、子供に関する相談 ※相談を申し込まれる場合は相談日の1ヶ月前までに申し込みください。
	回数	実施月日	
	1	令和 6年 5月28日（火）	
	2	29日（水）	
	3	令和 6年 6月25日（火）	
	4	26日（水）	
	5	令和 6年 8月20日（火）	
	6	21日（水）	
	7	令和 6年10月22日（火）	
	8	23日（水）	
	9	令和 6年12月17日（火）	
	10	18日（水）	
11	令和 7年 1月28日（火）		
12	29日（水）		
ヘルプマーク・ヘルプカード 	義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方、または、発達障がいの方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなることを目的としています。 ヘルプマークを持つことで支援を必要としていることを知らせることができ、周囲の方に支援や援助を促すことができます。		

◆ 援助関係

制度名	対象者	援助内容	取扱機関																										
福祉牛乳の支給 	1 高齢者（満70歳以上） 2 妊産婦 6ヶ月～出産した日まで出産した翌日から一年間の月末 3 幼児 満1歳の翌月～小学校入学前 4 身体障がい者・児（3級以上） 5 療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者 6 生活保護世帯 7 ひとり親世帯(義務教育終了まで)	週5個支給（200ccパック） （町内12基地） 配付場所及び入所施設・認定こども園等で支給します。	○役場福祉課 社会・障がい福祉担当 0153-74-9641																										
福祉入浴券の助成 	1 高齢者（65歳以上） ※年度内に対象年齢となる方全員 2 身体障害者手帳所持者 3 療育手帳所持者 4 精神障害者保健福祉手帳所持者 ※上記1～4の対象者で施設入所は対象外となります。	1 人年間6枚 利用できる入浴施設 1 別海町ふるさと交流館 2 シーサイドホテル 3 ペンションクローバーハウス 4 別海まきばの湯しまふくろう 5 野付温泉 浜の湯																											
障がい者（児）バス・ハイヤー共通利用券交付 	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者で別海町に住所を有している方 ○介護者 1 第1種身体障害者手帳及び療育手帳Aの介護者 2 12歳未満の障がい児の介護者 3 6歳未満の障がい児については、介護者のみ ※世帯の所得状況により非該当になる場合があります。	年額 20,000円 限度額表 <table><tr><th rowspan="2">扶養親族等の数</th><th colspan="2">住民税課税標準額の限度額</th></tr><tr><th>対象者本人</th><th>世帯に属する者</th></tr><tr><td>0人</td><td>1,600,000円</td><td>6,300,000円</td></tr><tr><td>1人</td><td>2,000,000円</td><td>6,600,000円</td></tr><tr><td>2人</td><td>2,400,000円</td><td>6,800,000円</td></tr><tr><td>3人</td><td>2,800,000円</td><td>7,000,000円</td></tr><tr><td>4人</td><td>3,200,000円</td><td>7,200,000円</td></tr><tr><td>5人</td><td>3,500,000円</td><td>7,400,000円</td></tr><tr><td>6人以上</td><td>以下400,000円 ずつ加算した額</td><td>以下250,000円 ずつ加算した額</td></tr></table>	扶養親族等の数	住民税課税標準額の限度額		対象者本人	世帯に属する者	0人	1,600,000円	6,300,000円	1人	2,000,000円	6,600,000円	2人	2,400,000円	6,800,000円	3人	2,800,000円	7,000,000円	4人	3,200,000円	7,200,000円	5人	3,500,000円	7,400,000円	6人以上	以下400,000円 ずつ加算した額	以下250,000円 ずつ加算した額	
扶養親族等の数	住民税課税標準額の限度額																												
	対象者本人	世帯に属する者																											
0人	1,600,000円	6,300,000円																											
1人	2,000,000円	6,600,000円																											
2人	2,400,000円	6,800,000円																											
3人	2,800,000円	7,000,000円																											
4人	3,200,000円	7,200,000円																											
5人	3,500,000円	7,400,000円																											
6人以上	以下400,000円 ずつ加算した額	以下250,000円 ずつ加算した額																											
町有バス利用料免除 	別海町に住所を有する方で、町が運行している生活バスの利用料の免除が受けられます。	・障害者手帳所持者 ※精神障害者保健福祉手帳1級及び第1種の手帳所持者の介護者も免除。 ・70歳以上の方で健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証又は共済組合員証	○役場防災・基地対策課 車両管理担当 0153-79-5201 0153-79-5202																										
労災特別介護施設（ケアプラザ） 	労働災害等により重度の障がいを負った方のために厚生労働省が設置した労災特別介護施設です。 原則として、傷病等級又は障害等級が1級から3級の労災年金受給者で、在宅での介護が困難な方が入居できます。 全国に8カ所設置 北海道（岩見沢市）、宮城、千葉、愛知、大阪、広島、愛媛、熊本	看護師と介護福祉士が24時間体制で勤務し、食事、排泄、入浴などの日常生活の介護サービスを行います。	○一般財団法人 労災サポートセンター（東京都） 03-6834-2510 ○北海道労災特別介護施設（ケアプラザ岩見沢） 0126-25-9001																										

◆ 援助関係

制度名	対象者	援助内容	取扱機関
NET119緊急通報システム  申込みはQRから 	・聴覚や言語機能に障害があり、音声による119番通報が困難な方 ・根室北部消防事務組合の管轄区域内（別海町・中標津町・標津町・羅臼町）にお住まい又は通勤・通学中の方 ・インターネットに接続可能なスマートフォン・タブレット端末をお持ちの方	・NET119は、スマートフォン等からインターネットを利用して、チャットによる文字のやり取りで119番通報ができるサービスです。 ・事前の登録と消防の審査が必要です。 ・登録料、使用料はかかりませんが、登録の際の通信料は自己負担となります。	○別海消防署 TEL 0153-75-0119 FAX 0153-75-2248

◆ 援助関係

制度名	駐車禁止除外指定の対象となる障がいの程度	取扱機関
身体障がい者等 駐車禁止除外指 定車標章 	令和3年4月（北海道警察本部交通規制課 更新日） 1 身体障がい者 （1）視覚障がい・・・1級から4級の1 （2）聴覚障がい・・・2級又は3級 （3）平衡機能障がい・・・3級（※） （4）上肢不自由者・・・1級から2級の2 （5）下肢不自由者・・・1級から4級 （6）体幹不自由者・・・1級から3級（※） （7）乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい・・・ （ア）上肢機能1級及び2級 （イ）移動機能1級から2級（※） （8）心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸機能障害・・・ （1級及び3級） （9）免疫機能障害、肝臓機能障害・・・1級から3級 2 戦傷病者手帳 （1）視覚、聴覚、平衡、体幹機能障がい・・・特別項症から第4項症 （2）上肢、下肢、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸機能、 肝臓機能障害・・・特別項症から第3項症 3 療育手帳・・・A 4 精神障害者保健福祉手帳・・・1級 5 小児慢性特定疾患児手帳所持者「色素性乾皮症」 （※）歩行が困難なことにより社会生活が制限されると認められる人 北海道では （1）冬期間の凍結路で歩行に支障がある （2）訪問先付近に車を停めるところがなく、長距離を歩行すること により身体に影響がある （3）歩行の際にふらつくことがある （4）その他、身体障がいにより道路の通行に支障がある 北国の特殊性から、北海道公安委員会が「歩行が困難なことにより社 会生活が制限される」と認められる人として、下記の障がいの方も交 付対象となります。 身体障がい 平衡機能・・・平衡機能の著しい障がい 下肢機能・・・一下肢股関節又は膝関節機能の著しい障害 一下肢の足関節機能を全廃したもの 一下肢が健側に比べて5cm以上又は健側の長さの 15分の1以上短いもの 体幹機能・・・体幹機能の著しい障害 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい・・・ 不随運動・失調等により 歩行が家庭内での日常生活動作に制限がされるもの 社会での日常生活活動が著しく制限されるもの 社会での日常生活活動に支障のあるもの 戦傷病者 下肢機能・・・足関節以上にて一下肢を失いたるもの	○中標津警察署 0153-72-0110 ○受付 月～金 （祝日は除く） ○本人申請の場合 1 指定申請書 2 障害者手帳 3 印鑑 4 旧標章 ○介護者の申請の 場合 1 指定申請書 2 申立書 3 続柄が証明 できるもの 4 障害者手帳 5 印鑑 6 旧標章

◆ 日常生活用具種目一覧表

○役場福祉課社会・障がい福祉担当

種目	対象者	基準額
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい２級以上	録音再生機 85,000円×購入数 再生専用機 35,000円×購入数
視覚障がい者用時計	視覚障がい２級以上（音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。）	触読時計 10,300円×購入数 音声時計 13,300円×購入数
点字タイプライター	視覚障がい２級以上（本人が就労若しくは就労しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	63,000円×購入数
電磁調理器	視覚障がい者２級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	41,000円×購入数
視覚障がい者用体温計	視覚障がい者２級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	9,000円×購入数
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	厚生労働大臣が必要と認めた額
視覚障がい者用体重計	視覚障がい者２級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18,000円×購入数
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	198,000円×購入数
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい２級以上	7,000円×購入数
点字ディスプレイ	視覚障がい及び聴覚障がいの重度の重複障がい者（原則として視覚障がい２級以上かつ聴覚障がい２級）の身体障がい者であって、必要と認められる者	383,500円×購入数
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい２級以上	99,800円×購入数
聴覚障がい者用室内信号装置	聴覚障がい２級（聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	87,400円×購入数
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	71,000円×購入数
聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900円×購入数
視覚障害者用通信装置	視覚障害者２級以上	30,000円×購入数
便器	下肢又は体幹機能障がい２級以上	便器 4,450円×購入数 手すり 5,400円×購入数
特殊便器	上肢障がい２級以上	151,200円×購入数
特殊マット	下肢又は体幹機能障がい１級以上（常時介護を要する者に限る。）	19,600円×購入数
特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい２級以上	154,000円×購入数
特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい１級（常時介護を要する者に限る。）	67,000円×購入数
入浴担架	下肢又は体幹機能障がい２級以上（入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。）	82,400円×購入数

◆ 日常生活用具種目一覧表

○役場福祉課社会・障がい福祉担当

種目	対象者	基準額
体位変換器	下肢又は体幹機能障がい２級以上（下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。）	15,000円×購入数
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由者であって、音声・発語に著しい障がいを有する者	98,800円×購入数
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい者であって、入浴に介助を必要とする者	90,000円×購入数
移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい２級以上の者	159,000円×購入数
歩行支援用具（手すり、スロープ、歩行器等）	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	60,000円×購入数
透析液加温器	腎臓機能障がい３級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	51,500円×購入数
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	17,000円×購入数
ネブライザー	呼吸機能障がい３級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要を認められる者	36,000円×購入数
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装置が必要な者	157,500円×購入数
火災警報器	障がい程度２級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	15,500円×購入数 （１世帯につき２台を限度）
自動消火器	障がい程度２級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	28,700円×購入数
電気式たん吸引器	呼吸機能障がい３級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要を認められる者	56,400円×購入数
点字器	視覚障がい者	標準型 10,400円×購入数 携帯用 7,200円×購入数
頭部保護帽	肢体不自由者及び知的障がい者・児であって頻繁に転倒する者	12,160円×購入数
人工喉頭	音声・言語機能障がいの者（咽頭摘出者）	笛式 5,000円×購入数 （気管カニューレ付きとした場合 3,100円増し） 電動式 70,100円×購入数
歩行補助つえ（一本杖のみ）	肢体不自由者（下肢機能障がい）であって、杖を必要とする者	18,000円×購入数
収尿器	肢体不自由者であって、収尿器を必要とする者	男性用普通型 7,700円×購入数 男性用簡易型 5,700円×購入数 女性用普通型 8,500円×購入数 女性用簡易型 5,900円×購入数
ストマ装具紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品）	直腸・膀胱機能障がいであって、人工的な弁を造設している者又は脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者	蓄便袋 8,600円×購入数 蓄尿袋 11,300円×購入数 紙おむつ 12,000円×購入数

◆ 日常生活用具種目一覧表

○役場福祉課社会・障がい福祉担当

種目	対象者	基準額
浴槽（湯沸器含む）	下肢又は体幹機能障がい２級以上	浴槽（湯沸器含む） $91,000\text{円} \times \text{購入数}$ 浴槽 $58,300\text{円} \times \text{購入数}$ 湯沸器 $50,000\text{円} \times \text{購入数}$
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）を有する障がい程度３級以上の者（特殊便器への取替をする場合は、上肢障がい２級以上の者） ア 手すりの取り付け イ 段差の解消 ウ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 エ 引き戸等への扉の取替え オ 洋式便器等への便器の取替え カ その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	200,000円（原則１回限り）
訓練いす （重度障がい児のみ）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい（下肢又は体幹機能障がいにかかるものに限る。）の程度が１級又は２級であるものとして記載されている者で、原則として学齢時以上の者	$33,100\text{円} \times \text{購入数}$
訓練用ベット （重度障がい児のみ）		$159,200\text{円} \times \text{購入数}$
障がい者用電話	難聴者又は外出困難な身体障がい者（原則として２級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	$80,300\text{円} \times \text{購入数}$
ファックス	聴覚又は音声・言語機能障がい３級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（電話（難聴用電話を含む）によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	$7,700\text{円} \times \text{設置台数}$
視覚障がい者用ワードプロセッサ	視覚障がい者	$1,030,000\text{円} \times \text{設置台数}$

◆ 小児慢性特定疾患児日常生活用具種目一覧表

○役場福祉課社会・障がい福祉担当

種目	対象者	基準額
便器	常時介護を要する者 小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる。)	4,450円×購入数
特殊マット	寝たきりの状態にある者 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600円×購入数
特殊便器	上肢機能に障がいのある者 足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、 取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円×購入数
特殊寝台	寝たきりの状態にある者 腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として 使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000円×購入数
歩行支援用具 (手すり、スロープ 歩行器等)	下肢が不自由な者 概ね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩 行等であること。 ア 小児慢性特定疾患児の身体機能の状態を十分踏 まえたものであって、必要な強度と安定性を有する もの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の 補助、段差解消等の用具となるもの。	154,000円×購入数
入浴補助用具	入浴時の移動、座位保持、浴槽への入水等を補助で き、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し 得るもの。	90,000円×購入数
特殊尿器	自力で排尿ができない者 尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾患児 又は介助者が容易に使用し得るもの。	67,000円×購入数
体位変換器	寝たきり状態にある者 介助者が小児慢性特定疾患児の体位を変換させるの に容易に使用し得るもの。	15,000円×購入数
車いす (電動以外の場合)	下肢が不自由な者 小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏まえたもの であって、必要な強度と安定性を有するもの。	70,400円×購入数
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	12,160円×購入数
電気式たん吸引器	呼吸機能に障害のある者 小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得る もの。	56,400円×購入数
クールベスト	体温調整が著しく難しい者 疾病の症状に合わせて体温調整のできるもの。	20,000円×購入数
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神 経障がいを起こすことがある者 紫外線をカットできるもの。	37,800円×購入数
ネブライザー (吸入器)	呼吸機能に障がいがある者 小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得る もの。	36,000円×購入数
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な 機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。	157,500円×購入数
ストーマ装具 (消化器系)	人工肛門を造設した者 小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得 るもの。	113,520円×購入数
ストーマ装具 (尿路系)	人工膀胱を造設した者 小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得 るもの。	149,160円×購入数
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者 小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得 るもの。	128,700円×購入数

◆ 補装具一覧表

○役場福祉課社会・障がい福祉担当

区分	詳細	基準額
義肢	義手	※
	義足	※
装具	下肢	※
	靴型	※
	体幹	※
	上肢	※
座位保持装置	姿勢保持機能付車いす	※
	姿勢保持機能付電動車いす	※
	その他	※
視覚障がい者安全つえ	普通用	4,200円
	携帯用	5,200円
	身体支持併用	4,600円
義眼	普通義眼	17,900円
	特殊義眼	86,900円
眼鏡	矯正眼鏡（6D未満）	16,900円
	（6D以上10D未満）	20,200円
	（10D以上20D未満、20D以上）	24,000円
	遮光眼鏡（前掛式）	22,400円
	（掛けめがね式）	31,200円
	コンタクトレンズ	13,000円
	弱視用（A）	38,200円
	（B）	18,600円
補聴器	高度難聴用ポケット型	44,000円
	高度難聴用耳掛け型	46,400円
	重度難聴用ポケット型	59,000円
	重度難聴用耳掛け型	71,200円
	耳あな型（レディーメイド）	92,000円
	耳あな型（オーダーメイド）	144,900円
	骨導式ポケット型	74,100円
	骨導式眼鏡型	126,900円
車いす	普通型 自走用（既製品は基準額の75%）	90,000円
	介護用（既製品は基準額の75%）	85,000円
電動車いす	標準型 低速用（既製品は基準額の75%）	486,300円
	中速用（既製品は基準額の75%）	502,300円
	簡易用 切替式（既製品は基準額の75%）	393,900円
	アシスト式（既製品は基準額の75%）	412,600円
歩行器	六輪型	70,000円
	四輪型（腰掛付、腰掛なし）	43,900円
	三輪型	37,700円
	二輪型	29,900円
	固定型	24,400円
	交互型	33,300円
座位保持いす	児童に限る	26,100円
起立保持具		31,700円
頭部保持具		7,550円
排便補助具		10,000円
歩行補助つえ	松葉づえ（木材）	3,800円
	松葉づえ（軽金属）	A4,600円 B5,150円
	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ	10,000円
	多脚つえ	7,600円
	プラットフォーム杖	27,600円
重度障がい者用意意思伝達装置	文字等走査入力方式・生体現象方式	480,600円

※付属品等により金額が異なります。



「生活福祉資金貸付制度」は、他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立と生活の安定を図ることを目的としています。

この貸付制度は、厚生労働省の要綱に基づき運営し、お住いの社会福祉協議会で受付けています。

●ご利用いただける世帯について

低所得世帯

資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯

障がい者世帯

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方の属する世帯
- ②障害者総合支援法によるサービスを利用している方の属する世帯

高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯（福祉資金については、日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る）

●ご利用に際して

- ①借入申込される世帯に貸付けします。
- ②原則「連帯保証人」が必要です。ただし、連帯保証人を立てられない場合でも利用できますが、利子が加算されます。
- ③民生委員の相談支援を受けることを前提としています。
- ④他の貸付制度及び公的支援を優先してご利用いただきます。
- ⑤事後申請（すでに発注、購入、着工、支払済の費用など）は、貸付対象外です。

●償還（返済）方法

償還（返済）は原則、元金・利子均等の口座振替による月賦で、「ゆうちょ銀行」「北海道銀行」「北洋銀行」のみご利用できます。

償還期間内に償還完了できない場合は、残元金に対して延滞利子（年5%）が日割りで加算されます。

1 総合支援資金

失業者等により収入が減少し、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援・家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を受けることにより自立が見込まれる世帯に貸付けをします。

利用にあたっては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関*による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とします。

総合支援資金は、「生活支援費」、「住宅入居費」、「一時生活再建費」の3つがあります。

●ご利用いただける世帯・・・低所得世帯

資金種類	使途内容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用（貸付期間 原則3か月、 最長12か月以内）	月額20万円以内 （単身世帯は月額15万円以内）	6か月以内	10年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年1.5%
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付の日から6か月以内（生活支援費と併せて貸付けている場合には、生活支援費の最終貸付日から6か月以内）		
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内			

※ 相談・申込から審査、貸付金送金までは、概ね1か月～1か月半程度かかります。

※ 住宅入居費は、住宅確保給付金申請者のみ対象（ハローワーク等の支援を受ける）

* 自立相談支援医療機関…仕事や生活全般にわたる困りごとについて支援員が相談を受け、どのような支援が必要かを一緒に考え、支援プランを作成し、支援を行う機関です。（なかしべつ生活サポートセンターよりそい）

[参考] 失業・住宅喪失等の場合の支援策

離職により住居を失ってお困りの方に、10万円以内（無利子、連帯保証人不要）の貸付を行う

「臨時特例つなぎ資金」があります。ご相談ください。

2-1 福祉資金 福祉費

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要なと見込まれる費用を貸付けをします。

福祉資金には、「福祉費」、「緊急小口資金」があります。

●ご利用いただける世帯・・・低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

※高齢者世帯は、日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
①生業を営むために必要な経費	460万円	6か月以内（分割による交付の場合は最終貸与日から6か月以内）	20年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年1.5%
②技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を修得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円		8年以内	
③住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円		7年以内	
④福祉用具等の購入に必要な経費	170万円		8年以内	
⑤障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円		8年以内	
⑥中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円		10年以内	
⑦負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	・療養期間が1年を超えないときは170万円 ・1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		5年以内	
⑧介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	・介護サービスを受ける期間が1年以内の場合は、170万円 ・1年6か月以内の場合は230万円		5年以内	
⑨災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	150万円		7年以内	
⑩冠婚葬祭に必要な経費	50万円		3年以内	
⑪住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円		3年以内	
⑫就職、技術習得等の支度に必要な経費	50万円		3年以内	
⑬その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円		3年以内	

2-2 福祉資金 緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要な少額の費用を貸付ます。連帯保証人は不要です。
利用にあたっては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とします。

●ご利用いただける世帯・・・低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

※高齢者世帯は、日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る）

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
緊急かつ一時的に生計の維持が困難となる場合	10万円以内	2か月以内	12か月以内	無利子

3 教育支援資金

教育支援資金は、高等学校、大学、高等専門学校就学に際し必要な経費「教育支援費」と入学に際し必要な経費「就学支度費」の2つがあります。

※高等学校…中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含みます。

※大学…短期大学及び専修学校の専門課程を含みます。

●ご利用いただける世帯・・・低所得世帯

資金種類	使途内容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
教育支援費	学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校に就学するのに必要な経費 ・授業料、学校納入諸経費 ・進級時に必要な教科書 ・通学に係る交通費 等	ア 高等学校 月額35,000円以内 ※専修学校高等課程含む イ 高等専門学校 月額60,000円以内 ウ 短期大学 ※専修学校専門課程含む 月額60,000円以内 エ 大学 月額65,000円以内 ※ 特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付可能。	卒業後 6か月以内	20年以内 (貸付額により期間の目安あり)	無利子
就学支度費	学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校への入学に際し必要な経費 ・入学金 ・制服、靴、体育着等 ・入学時に必要な教科書等	50万円以内			

4-1 不動産担保型生活資金

今お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活資金をお貸しするものです。
基本的には、借受人の死亡後、相続人が不動産を売却し、償還します。

●ご利用いただける世帯・・・低所得の高齢者世帯（申込世帯が単独で所有している不動産に居住の場合）

貸付限度額	貸付月額	貸付期間	貸付金の交付
土地の評価額の7割 （土地の評価額が1,500万円 以上の一戸建て住宅である こと） ※貸付月額によっては、土 地の評価額が1,000万円程 度 でも貸付対象となる	30万円以内	貸付元利金が貸 付限度額に達す るまでの期間、 または契約の終 了（借受人の死 亡時）までの期 間	3か月ごとに交付
据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
契約の終了後3か月以内	据置期間終了時	年3%または長 期プライムレー トのいずれか低 い率	必要（推定相続人から選任）

※ 土地の評価に係る経費は、申込者負担となります。

4-2 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

現に生活保護を受給されている高齢者世帯、または要保護の高齢者世帯を対象に、今お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活資金をお貸しするものです。

基本的には、借受人の死亡後、相続人が不動産を売却し、償還します。

●ご利用いただける世帯・・・現に生活保護を受給している高齢者世帯、または要保護の高齢者世帯

貸付限度額	貸付月額	貸付期間	貸付金の交付
土地の評価額の7割（集合住 宅は5割） （居住用不動産の評価額が 500万円以上あること）	福祉事務所が 設定（生活扶 助額の1.5倍以 内）	貸付元利金が貸 付限度額に達す るまでの期間ま たは契約の終了 時（借受人の死 亡時）までの期 間	毎月、交付
据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
契約の終了後3か月以内	据置期間終了時	年3%または長 期プライムレー トのいずれか低 い率	不要

※ 貸付期間中は、生活保護受給世帯ではありません。

◆ 身体障害者手帳等級表

	視覚機能	聴覚又は平衡機能		音声・言語機能又はそしゃく機能
		聴覚機能	平衡機能	
1級	両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう（以下同じ）の和0.01以下の者			
2級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下の者。 2 両眼の視力がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上の者	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上の者（両耳全ろう）		
3級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下の者 2 両眼の視力がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者	両耳の聴力レベルが90デシベル以上の者（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障がい	音声機能・言語機能又はそしゃく機能の喪失
4級	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下の者 2 両目の視野がそれぞれ10度以内の者	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上の者（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下の者		音声機能・言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい
5級	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下の者 2 両眼の視野の1/2以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障がい	
6級	1 眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上の者（40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		

◆ 身体障害者手帳等級表

	上肢機能	下肢機能	体幹機能	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	
				上肢機能	移動機能
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	体幹機能の障がいにより座っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1 両上肢機能の著しい障がい 2 両上肢すべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕1/2以上で欠くもの4一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢機能の著しい障がい 2 両下肢を下腿の1/2以上で欠くもの	1 体幹機能障がいにより座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹機能障がいにより立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能極度に制限されるもの
3級	1 両上肢の親指及び人差し指を欠くもの 2 両上肢の親指及び人差し指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障がい 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の1/2以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹機能障がいにより歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に制限されるもの
4級	1 両上肢の親指を欠くもの 2 両上肢の親指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢の親指と人差し指を欠くもの 5 一上肢の親指と人差し指の機能を全廃したもの 6 親指又は人差し指を含めて一上肢の3指を欠くもの 7 6親指又は人差し指を含めて一上肢の3指の機能を全廃したもの 8 親指又は人差し指を含めて一上肢の4指の機能の著しい障がい	1 下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の1/2以上で欠くもの 4 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 5 一下肢の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10cm以上又は1/10以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

◆ 身体障害者手帳等級表

	上肢機能	下肢機能	体幹機能	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
5級	1 両上肢の親指の機能の著しい障がい 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の著しい障がい 3 一上肢の親指を欠くもの 4 一上肢の親指の機能を全廃したもの 5 一上肢の親指の機能の著しい障がい 6 親指又は人差し指を含めて一上肢の3指の機能の著しい障がい	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい 2 一下肢が健側に比して5 cm以上又は1/15以上短いもの	体幹機能の著しい障がい	不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	1 一上肢の親指の機能の著しい障がい 2 人差し指を含めて一上肢の2指を欠くもの 3 人差し指を含めて一上肢の2指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障がい		不随意運動・失調等により上肢機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	1 一上肢の機能の軽度の障がい 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障がい 3 一上肢の手指の機能の軽度の障がい 4 人差し指を含めて一上肢の2指の機能の著しい障がい 5 一上肢の中指、薬指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障がい 2 一下肢機能の軽度の障がい 3 一下肢の股関節の膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節機能の軽度の障がい 4 一下肢のすべての指のを欠くもの 5 一下肢すべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3 cm以上又は健側の長さの1/20以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

◆ 身体障害者手帳等級表

	心臓機能	じん臓機能	呼吸器機能	膀胱又は直腸機能
1級	心臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	膀胱又は直腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級				
3級	心臓機能障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓機能障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器機能障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	膀胱又は直腸機能障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	心臓機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	膀胱又は直腸機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

	小腸機能	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	肝臓機能
1級	小腸機能障がいにより自己身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	小腸機能障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活活動が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
4級	小腸機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

備考

- 1 同一の等級において2つの重複する障がいがある場合は、1級上の級とする。ただし、2つの重複する障がいがある場合に本表中に指定されているものは該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7級に該当する障がいがある場合は6級とする。
- 3 異なる障がいについて2つ以上の重複する障がいがある場合については、障がい程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、親指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障がい」とは、中手指関節以下の障がいを含む、親指については、対抗運動障がいをも含むとする。
- 6 上肢又は下肢欠損の切断の長さは、実用長（上肢においては腋窩により、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前兆骨棘により内くるぶし下端までを計測したものをいう。

◆ 療育手帳等級表

領域／程度			最重度	重度	中度	軽度
知的機能			おおむねⅠ Q20以下	おおむねⅠ Q20-35	おおむねⅠ Q35-50	おおむねⅠ Q50-70ないし75
社会生活能力	身 体	総合	基本的な動作に困難な点が多く常時個別指導、介助を必要とする	基本的な動作に困難な点があって、個別指導や介助を必要とする	基本的な動作は自立しているが状況に応じた配慮はうまくできない	身辺処理は自立しており、状況に応じた配慮もある程度できる
		食事	一人で食事ができない、又はスプーン、握り箸などで食べるが、かなりこぼす	箸を使って、大体こぼさずに食べる	ある程度自分の判断で食事ができる。（簡単なおかずを作る。自分の適量がわかる）	おおむね一人で食生活を送れる（外食、調理、買物等が一通りできる）
		排泄	失禁などのためおむつを使用する。又は排泄を予告する	排泄の後始末がきちんとできない。指示に従って生理の後始末をする	排便、生理の後始末はほぼできる。（時に下着を汚していたりしてもよい）	自立している
		着脱衣	衣服の着脱ができない、又は指示に従ってセーター等の簡単な服を脱いだり、ジャージ等のズボンを引き上げる	服の前後表裏や、靴の左右等大体間違えずに身につける。ファスナーを噛み合わせる	着脱動作は自立しているが、衣服の選択・調整は十分にできない	季節、天光（寒暖）や場面に合わせて衣服を調節する
		入浴洗面	ほとんど洗えない、又は指示に従って手を洗ったり、顔を拭く	入浴時、手の届くところを洗う。歯を磨く	一人で入浴、洗面をする（一部洗い残し等あってもよい）	一人で入浴し、頭髪や身体をきちんと洗う
		理 容	整容に関心がもてない	爪切りがうまくできない。頭髪や衣服の汚れ・汚れにあまり気づかない。又は指示・習慣化により幾らかできる	爪切り、髭剃りや衣服の汚れを直す、汚れたら着替えるといったことは概ねできるが、時に声掛けを必要とする	清潔、身だしなみに気を配る
	活 動	移動 〔身体 交通〕	外出には常に付き添いを必要とする	戸外での危険（車、信号）に、概ね注意を払うことができる。訓練により一定の交通機関は利用できる場合がある	慣れた範囲では、交通機関が利用できる	交通機関を概ね自由に利用する。初めてのところへ一人で行く
		意志交換 〔了解 表現〕 集団参加 人間関係	ことばがなく、意思表示ができない。身振りや単語で要求を伝えたり簡単な指示に従う。特定の人としか関係を持てず、集団に参加できない	簡単なことばで意志交換ができる。簡単な挨拶ができる。誘われれば集団に参加する	日常的な会話ができる。文書による意思表示や理解は不十分である。電話や簡単な用事が足せる。集団のルールをある程度理解し自発的に参加する	状況に合わせた言葉遣いができ相手の立場に立ってわかるように話をする。簡単な文書による意思表示理解が可能である。一人で電話を利用する。限られた人間関係は概ね円滑に保ち、集団参加、友人との交流ができる
		生活文化 〔計算 時間 読み書き 健康管理〕	文字、数字、金銭の管理ができない。身体の不調を訴えることができないので周囲が顔色や様子をみて体調を判断する。集団の流れ（日課）にのれない	自分の名前など、決まったものは書ける。10前後のものを数える。ごく簡単なおつかいができる。火気や刃物が危ないということはある。腹痛などを訴える。声掛け等により日課にのれる	平仮名中心の文の読みに書きや、加減算などある程度ができる。日用品の買物はできるが釣銭計算はよくできない。危険物や健康について理解するが対応はやや不十分である。日間的な時間の約束を守れる	簡単な漢字交じり文の読み書きや、四則計算がある程度できる。釣銭計算、金銭管理、衣類の購入等がある程度できる。危険物を注意して扱う。健康管理に気をつける。時間に合わせて行動ができる
		作業 〔家事 職業〕	作業の従事は難しい	ごく簡単な作業や手伝いができる	指導下で、一定の時間、単純な作業に従事する。一定の家事を行う。上限は訓練により就労する	一定の単純作業や家事は確実にこなす。上限では、自己の労働により経済的自立ができる
介 護 度			1 失禁、異食、興奮、多動その他の問題行動を有し、常時注意と指導を必要とする者 2 盲、聾啞、肢体不自由、虚弱又は痙攣発作等の合併症のために、常時注意と治療看護が必要なる者			

◆ 精神障害者保健福祉手帳等級表

1 障がいの範囲

統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病、及びその他の精神疾患の全てが対象であるが、知的障害は含まれない。

2 障がい等級

等級	程度詳細
1 級	精神障がいが日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものである。
2 級	精神障がいの状態が、日常生活で著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものである。この日常生活で著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難な程度のものである。
3 級	精神障がいの状態が、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活が制限を加えることを必要とする程度のものである。

◆ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障がい福祉サービスの内容

在宅で訪問を受けたり通所して利用するサービスと施設に入所して利用するサービスがあります。

入所施設でのサービスは24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ転換していくため、「日中活動」と「居住支援」に分けられます。（※P38～40「別海町障がい福祉サービス事業所等一覧」を参照ください。）なお、平成25年4月から難病の方も障害者手帳所持の有無に関わらず、障がい福祉サービスが受けられるようになりました。（※P34～37「対象疾病一覧」を参照ください。）

①訪問系・その他のサービス・・・

在宅で訪問を受けたり、通所などにより利用するサービス

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。 ※障がい者又は障がい児が対象
	重度訪問介護	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助及び外出時における移動中の介護を総合的に行う。 ※重度の肢体不自由者及び知的障がい者・精神障がい者であって行動上著しい困難を有し常時介護を要する者が対象
	同行援護	外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄及び食事等の介護その他の当該障がい者等の外出時に必要な援助を行う。 ※視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等が対象
	行動援護	行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際に必要な援助を行う。 ※知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する障がい者が対象
	短期入所 (ショートステイ)	障害者支援施設等の施設に短期間の入所をさせ、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行う。 ※居宅において、その介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等の施設への短期間の入所を必要とする障がい者等が対象
	重度障害者等包括支援	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に行う。 ※常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある障害者で、四肢の麻痺及び寝たきり又は知的障がい、精神障がい者が対象
訓練等給付	就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う。（利用期間は3年を上限とする。） ※就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境の変化により生活面の課題が生じている障がい者等が対象
	自立生活援助	定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、 ・食事、選択、掃除などに課題はないか ・公共料金や家賃に滞納はないか ・体調に変化はないか、通院しているか ・地域住民との関係は良好か などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。（標準利用期間は1年とするが、市町村の判断で期間を延長することができる。） ※障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等で、理解力や生活力等に不安がある者が対象

②日中活動系サービス・・・

入所施設で昼間の活動を支援するサービス

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療養介護	主として、昼間、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う。 ※病院において、当該サービスを要する障がい者であって、常時介護を要する障がい者が対象
	生活介護	主として昼間、障害者支援施設等の施設において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う。 ※障害者支援施設等の施設において、当該サービスを要する障がい者であって、常時介護を要する障がい者が対象
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	障害者支援施設若しくは、サービス事業所又は居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。 ※身体障がい者が対象
	自立訓練（生活訓練）	障害者支援施設若しくは、サービス事業所又は居宅において、入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。 ※知的障がい者・精神障がい者が対象
	宿泊型自立訓練	知的障がい又は精神障がいを有する障がい者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
	就労移行支援	生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な支援を行う。 ※就労を希望する65歳未満の障がい者が対象
	就労移行支援（養成施設）	「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」に基づき、視覚障がい者の方を対象として、理療師養成のための職業教育を行います。
	就労継続支援A型（雇用型）	雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う。 ※就労が可能である障がい者が対象
	就労継続支援B型（非雇用型）	就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 ※雇用契約に基づく就労が困難な障がい者が対象

③居住系サービス・・・

入所施設で住まいの場としてサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	施設入所支援	主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。 ※通所により訓練等を受けることが困難な障がい者が対象
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助を行う。 ※身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が対象

④地域相談支援・・・

入所施設で住まいの場としてサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	地域移行支援	障害者支援施設等へ入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対する住居の確保その他地域生活移行の相談等を行う。
	地域定着支援	居宅において、単身生活をする障がい者等に対する常時の連絡体制の確保、緊急の事態等における相談を行う。

⑤障害児通所支援・・・

生活能力の向上のためにサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容
通所給付	児童発達支援	障がい児につき、児童発達支援センター等に通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、手段生活への適応訓練その他の便宜を行う。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達センター等に通わせ、児童発達支援及び治療を行う。
	放課後等デイサービス	就学している障がい児につき、授業終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を行う。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態ある障がい児であって、児童発達支援等の児童通所支援を受けるために外出することが困難なものに、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練等を行う。
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を行う。

⑥計画相談支援・・・

地域で生活していくときに必要となるさまざまなサービス等を上手に利用し、生活の質を向上させるために作成する計画を障がい者は『サービス等利用計画』、障がい児は『障害児利用支援計画』と言います。

サービス利用までの流れ

1 相談	役場又は相談支援事業者に相談します。 相談の結果、サービスが必要な場合は役場福祉課に申請をします。
2 申請	申請用紙に必要事項を記入して、役場福祉課に提出をします。
3 調査 (アセスメント)	申請すると調査員（役場）が障がいの状況について調査します。 (公平な調査とするため、全国共通の調査項目が定められており、コンピュータで判定します。)
4 審査・判定	調査結果をもとに、役場の審査会で審査・判定が行われ、どのくらいのサービスが必要な状態か（障害支援区分）が決められます。 ※障害支援区分とは 障がい者の心身の状態等により区分1～区分6までに分けられ、利用するサービスの内容や量が決まります。 ※認定までの流れ 1 調査 ～ 2 一次判定（コンピュータにより判定） ～ 3 二次判定（医師の意見書をもとに審査会で判定） ～ 4 認定
5 認定・通知	障害支援区分や介護する方の状況、申請者の要望等をもとにサービス等利用計画案を作成し、サービスの支給量が決まります。 (支給決定通知書により通知され、受給者証が交付になります。)
6 事業者との契約	支給決定したら、サービス等利用計画を作成します。そしてサービスを利用する事業者を選択し、サービスに関する契約を結びます。 (事業者の選択について分からない場合は、役場福祉課まで相談して下さい。)
7 サービスの利用	受給者証を提示してサービスを利用します。

『サービス等利用計画』・『障害児支援利用計画』作成の流れ

1 申請	サービス利用を希望する方が役場福祉課に対して、障がい福祉サービスの利用申請を行います。
2 計画作成依頼	計画が必要となる申請者に対して、役場福祉課は「計画作成依頼書」を発行します。
3 事業所との契約	作成依頼を受けた方は、計画を作成できる特定相談支援事業者と契約します。 ※介護給付を希望される方は、障害支援区分の認定を行います。
4 計画案の作成	特定相談支援事業者と共に「サービス等利用計画案」「障害児支援利用計画案」を作成し、役場福祉課に提出します。
5 支給決定	役場福祉課は、計画案を参考に障がい福祉サービスの支給決定を行い受給者証を発行します。
6 計画決定	特定相談支援事業者は、支給決定された内容をもとに、サービス担当者会議を開催し「サービス等利用計画」を決定します。
7 サービス利用開始	サービス利用計画にそって、障がい福祉サービスの利用を開始します。
8 モニタリング	サービス利用開始後、計画の定期的な見直し（モニタリング）が行われます。

障がい福祉サービスを利用したときの費用

サービスの費用をみんなで支えあうため、サービスを利用したら原則として費用の1割を支払います。
ただし、所得に応じて上限が決められていて、負担が重くなり過ぎないようにしています。

①利用者負担額の上限・・・

所得に応じ4つの区分に分けられ、それぞれに負担上限額が決められています。

区分	対象となる人	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の方	自己負担なし
低所得1	住民税非課税世帯で障がい者・児又は保護者の年収が80万円以下の方	
低所得2	住民税非課税世帯で障がい者・児又は保護者の年収が80万円以上の方	
一般所得	市町村民税所得割課税世帯の方	37,200円

※訪問系サービス及び日中活動サービスを利用される方は所得に応じて軽減措置があります。

②高額障がい福祉サービス費・・・

同じ世帯に障がい福祉サービスを利用する方が複数いる場合などでも、合算した額が上記の上限額を超えた分は高額障がい福祉サービス費が支給され、負担が重ならないように配慮されています。

③入所等への個別減免・・・

入所施設やグループホームを利用している方のうち、預貯金等が一定額以下の方には減免制度があります。

④社会福祉法人減免・・・

在宅でホームヘルプサービスを利用している方や、通所施設を利用している方のうち、収入や預貯金等が一定以下の方には、利用者負担の上限額の半額を超える分が減額されます。

⑤食費や光熱水費等の実費負担・・・

施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です。ただし、所得の低い方は負担が軽減されます。

施設入所を利用している方への補足給付

- ・20歳未満の施設入所者の場合
20未満の方の実費負担は、保護者が子供を養育する一般の世帯で通常必要な費用と同じくらいの負担になるように補足給付が行われます。
- ・20歳以上の施設入所者の場合
生活保護や低所得1、低所得2の方は申請により補足給付が支給され、負担が軽減されます。

精神通院医療・更生医療・育成医療を受けている方の病院にかかる費用

医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割が原則として自己負担になります。
ただし、所得等に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています。

①所得による上限・・・

所得に応じ6つの区分に分けられ、それぞれに負担上限額が決められています。

区分	対象となる世帯	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の方	自己負担なし
低所得1	住民税非課税世帯で障がい者・児又は保護者の年収が80万円以下の方	2,500円
低所得2	住民税非課税世帯で障がい者・児又は保護者の年収が80万円以上の方	5,000円
中間所得1	住民税課税世帯（所得割）33,000円未満	5,000円
中間所得2	住民税課税世帯（所得割）235,000円未満	10,000円
一定所得以上	住民税課税世帯（所得割）235,000円以上	20,000円

※自立支援医療とは、実際に医療を受ける方と同じ医療保険に加入している家族のことです。

※一緒に住んでいる家族で、違う医療保険に加入している場合は別世帯として扱います。

◆ 地域生活支援事業

別海町が実施する地域生活支援事業には、以下のようなものがあります。障がい福祉サービスなどと組み合わせて障がい者を支援します。（※P 4 1「別海町地域生活支援事業所一覧」を参照ください。）

1 相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言その他の障がい福祉サービス利用支援等を行う事業

2 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの観点から成年後見制度の利用が有効と認められる障がい者などに対し、成年後見制度の利用を支援することにより権利擁護を行う事業

3 意思疎通支援事業（手話通訳等）

意思疎通に支障がある障がい者等に対し、手話通訳者の派遣を行い、意思疎通に必要な援助を行う事業

4 日常生活用具の給付

重度の障がい者に対し、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養支援用具、情報意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修等の日常生活用具の給付又は貸与を行う事業

5 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のため、外出の際の移動支援を行う事業

6 地域活動支援センター事業

障がい者等を通わせ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を図り、あわせて機能訓練、社会適応訓練とともに、必要に応じて入浴等のサービスを行う事業

7 日中一時支援事業

障がい者等、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他町長が認めた支援を行う事業

8 生活サポート事業

障がい者等に対し、日常生活に関する支援、家事に対する援助等を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれがある場合に、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援を行う事業

9 訪問入浴サービス事業

移動入浴車で居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の支援を行う事業

令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（5疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	51	下垂体前葉機能低下症
2	アイザックス症候群	52	家族性地中海熱
3	I g A腎症	53	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
4	I g G 4 関連疾患	54	家族性良性慢性天疱瘡
5	亜急性硬化性全脳炎	55	カナバン病
6	アジソン病	56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
7	アッシャー症候群	57	歌舞伎症候群
8	アトピー性脊髄炎	58	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
9	アペール症候群	59	カルニチン回路異常症
10	アミロイドーシス	60	加齢黄斑変性 ○
11	アラジール症候群	61	肝型糖原病
12	アルポート症候群	62	間質性膀胱炎（ハンナ型）
13	アレキサンダー病	63	環状20番染色体症候群
14	アンジェルマン症候群	64	関節リウマチ
15	アントレー・ビクスラー症候群	65	完全大血管転位症
16	イソ吉草酸血症	66	眼皮膚白皮症
17	一次性ネフローゼ症候群	67	偽性副甲状腺機能低下症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	68	ギャロウェイ・モフト症候群
19	1 p 36欠失症候群	69	急性壊死性脳症 ○
20	遺伝性自己炎症疾患	70	急性網膜壊死 ○
21	遺伝性ジストニア	71	球脊髄性筋萎縮症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	72	急速進行性糸球体腎炎
23	遺伝性膵炎	73	強直性脊椎炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血	74	巨細胞性動脈炎
25	ウィーバー症候群	75	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
26	ウィリアムズ症候群	76	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
27	ウィルソン病	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
28	ウエスト症候群	78	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
29	ウェルナー症候群	79	筋萎縮性側索硬化症
30	ウォルフラム症候群	80	筋型糖原病
31	ウルリッヒ病	81	筋ジストロフィー
32	HTRA1関連脳小血管病 △	82	クッシング病
33	HTLV-1 関連脊髄症	83	クリオピリン関連周期熱症候群
34	A T R - X 症候群	84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
35	A D H 分泌異常症	85	クルーゾン症候群
36	エーラス・ダンロス症候群	86	グルコーストランスポーター 1 欠損症
37	エプスタイン症候群	87	グルタル酸血症1型
38	エプスタイン病	88	グルタル酸血症2型
39	エマヌエル症候群	89	クロウ・深瀬症候群
40	MECP2重複症候群 ※	90	クローン病
41	遠位型ミオパチー	91	クロンカイト・カナダ症候群
42	円錐角膜 ○	92	痙攣重積型（二相性）急性脳症
43	黄色靱帯骨化症	93	結節性硬化症
44	黄斑ジストロフィー	94	結節性多発動脈炎
45	大田原症候群	95	血栓性血小板減少性紫斑病
46	オクシピタル・ホーン症候群	96	限局性皮質異形成
47	オスラー病	97	原発性局所多汗症 ○
48	カーニー複合	98	原発性硬化性胆管炎
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	99	原発性高脂血症
50	潰瘍性大腸炎	100	原発性側索硬化症

令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（5疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
101	原発性胆汁性胆管炎	151	若年性肺炎腫
102	原発性免疫不全症候群	152	シャルコー・マリー・トゥース病
103	顕微鏡的大腸炎 ○	153	重症筋無力症
104	顕微鏡的多発血管炎	154	修正大血管転位症
105	高IgD症候群	155	ジュベール症候群関連疾患
106	好酸球性消化管疾患	156	シュワルツ・ヤンペル症候群
107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
108	好酸球性副鼻腔炎	158	神経細胞移動異常症
109	抗糸球体基底膜腎炎	159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
110	後縦靱帯骨化症	160	神経線維腫症
111	甲状腺ホルモン不応症	161	神経有棘赤血球症
112	拘束型心筋症	162	進行性核上性麻痺
113	高チロシン血症1型	163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
114	高チロシン血症2型	164	進行性骨化性線維異形成症
115	高チロシン血症3型	165	進行性多巣性白質脳症
116	後天性赤芽球癆	166	進行性白質脳症
117	広範脊柱管狭窄症	167	進行性ミオクロームステんかん
118	膠様滴状角膜ジストロフィー	168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
119	抗リン脂質抗体症候群	169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
120	コケイン症候群	170	スタージ・ウェーバー症候群
121	コステロ症候群	171	スティーヴンス・ジョンソン症候群
122	骨形成不全症	172	スミス・マギニス症候群
123	骨髄異形成症候群 ○	173	スモン ○
124	骨髄線維症 ○	174	脆弱X症候群
125	ゴナドトロピン分泌亢進症	175	脆弱X症候群関連疾患
126	5p欠失症候群	176	成人発症スチル病 △
127	コフィン・シリス症候群	177	成長ホルモン分泌亢進症
128	コフィン・ローリー症候群	178	脊髄空洞症
129	混合性結合組織病	179	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
130	鰓耳腎症候群	180	脊髄髄膜瘤
131	再生不良性貧血	181	脊髄性筋萎縮症
132	サイトメガロウィルス角膜内皮炎 ○	182	セピアブテリン還元酵素（SR）欠損症
133	再発性多発軟骨炎	183	前眼部形成異常
134	左心低形成症候群	184	全身性エリテマトーデス
135	サルコイドーシス	185	全身性強皮症
136	三尖弁閉鎖症	186	先天異常症候群
137	三頭酵素欠損症	187	先天性横隔膜ヘルニア
138	CFC症候群	188	先天性核上性球麻痺
139	シェーグレン症候群	189	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
140	色素性乾皮症	190	先天性魚鱗癬
141	自己貪食空胞性ミオパチー	191	先天性筋無力症候群
142	自己免疫性肝炎	192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	193	先天性三尖弁狭窄症
144	自己免疫性溶血性貧血	194	先天性腎性尿崩症
145	四肢形成不全 ○	195	先天性赤血球形成異常性貧血
146	シトステロール血症	196	先天性僧帽弁狭窄症
147	シトリン欠損症	197	先天性大脳白質形成不全症
148	紫斑病性腎炎	198	先天性肺静脈狭窄症
149	脂肪萎縮症	199	先天性風疹症候群 ○
150	若年性特発性関節炎	200	先天性副腎低形成症

令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（5疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
201	先天性副腎皮質酵素欠損症	251	ドラベ症候群
202	先天性ミオパチー	252	中條・西村症候群
203	先天性無痛無汗症	253	那須・ハコラ病
204	先天性葉酸吸収不全	254	軟骨無形成症
205	前頭側頭葉変性症	255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
206	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）	※	256 22q11.2欠失症候群
207	早期ミオクロニー脳症	257	乳幼児肝巨大血管腫
208	総動脈幹遺残症	258	尿素サイクル異常症
209	総排泄腔遺残	259	ヌーナン症候群
210	総排泄腔外反症	260	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
211	ソトス症候群	261	ネフロン癆
212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	262	脳クレアチン欠乏症候群
213	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	263	脳髄黄色腫症
214	大脳皮質基底核変性症	264	脳内鉄沈着神経変性症（※）
215	大理石骨病	△	265 脳表ヘモジデリン沈着症
216	ダウン症候群	○	266 膿疱性乾癬
217	高安動脈炎	267	嚢胞性線維症
218	多系統萎縮症	268	パーキンソン病
219	タナトフォリック骨異形成症	269	バージャー病
220	多発血管炎性肉芽腫症	270	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
221	多発性硬化症／視神経脊髄炎	271	肺動脈性肺高血圧症
222	多発性軟骨性外骨腫症	○	272 肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
223	多発性嚢胞腎	273	肺胞低換気症候群
224	多脾症候群	274	ハッチンソン・ギルフォード症候群
225	タンジール病	275	バッド・キアリ症候群
226	単心室症	276	ハンチントン病
227	弾性線維性仮性黄色腫	277	汎発性特発性骨増殖症
228	短腸症候群	○	278 PCDH19関連症候群
229	胆道閉鎖症	279	非ケトーシス型高グリシン血症
230	遅発性内リンパ水腫	280	肥厚性皮膚骨膜炎
231	チャージ症候群	281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
232	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
233	中毒性表皮壊死症	283	肥大型心筋症
234	腸管神経節細胞僅少症	284	左肺動脈右肺動脈起始症
235	TRPV4異常症	※	285 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
236	TSH分泌亢進症	286	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
237	TNF受容体関連周期性症候群	287	ビッカースタッフ脳幹脳炎
238	低ホスファターゼ症	288	非典型溶血性尿毒症症候群
239	天疱瘡	289	非特異性多発性小腸潰瘍症
240	特発性拡張型心筋症	290	皮膚筋炎／多発性筋炎
241	特発性間質性肺炎	○	291 びまん性汎細気管支炎
242	特発性基底核石灰化症	○	292 肥満低換気症候群
243	特発性血小板減少性紫斑病	293	表皮水疱症
244	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	294	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）
245	特発性後天性全身性無汗症	295	VATER症候群
246	特発性大腿骨頭壊死症	296	ファイファー症候群
247	特発性多中心性キャッスルマン病	297	ファロー四徴症
248	特発性門脈圧亢進症	298	ファンconi貧血
249	特発性両側性感音難聴	299	封入体筋炎
250	突発性難聴	○	300 フェニルケトン尿症

令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（5疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
301	フォンタン術後症候群 ○	351	4p欠失症候群
302	複合カルボキシラーゼ欠損症	352	ライソゾーム病
303	副甲状腺機能低下症	353	ラスマッセン脳炎
304	副腎白質ジストロフィー	354	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
305	副腎皮質刺激ホルモン不応症	355	ランドウ・クレフナー症候群
306	ブラウ症候群	356	リジン尿性蛋白不耐症
307	ブラダー・ウィリ症候群	357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
308	プリオン病	358	両大血管右室起始症
309	プロピオン酸血症	359	リンパ管腫症/ゴーハム病
310	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	360	リンパ脈管筋腫症
311	閉塞性細気管支炎	361	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
312	β-ケトチオールゼ欠損症	362	ルビンシュタイン・ティビ症候群
313	ベーチェット病	363	レーベル遺伝性視神経症
314	ベスレムミオパチー	364	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
315	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
316	ヘモクロマトーシス ○	366	レット症候群
317	ペリー病 △	367	レノックス・ガストー症候群
318	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	368	ロスムンド・トムソン症候群
319	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	369	肋骨異常を伴う先天性側弯症
320	片側巨脳症		
321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群		
322	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		
323	発作性夜間ヘモグロビン尿症		
324	ホモシスチン尿症		
325	ポルフィリン症		
326	マリネスコ・シェーグレン症候群		
327	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群 △		
328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー		
329	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		
330	慢性再発性多発性骨髄炎		
331	慢性睥炎 ○		
332	慢性特発性偽性腸閉塞症		
333	ミオクロニー欠神てんかん		
334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
335	ミトコンドリア病		
336	無虹彩症		
337	無脾症候群		
338	無βリポタンパク血症		
339	メープルシロップ尿症		
340	メチルグルタコン酸尿症		
341	メチルマロン酸血症		
342	メビウス症候群		
343	メンケス病		
344	網膜色素変性症		
345	もやもや病		
346	モワット・ウィルソン症候群		
347	薬剤性過敏症候群 ○		
348	ヤング・シンプソン症候群		
349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○		
350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん		

（※）旧対象疾病番号159（神経フェリチン症）は対象疾病番号264（脳内鉄沈着神経変性症）に統合。

（※）一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されておりません。

各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ（<https://www.nanbyou.or.jp/>）等を参照ください。

別海町障がい福祉サービス事業所等一覧

区 分		サービス内容	町内の事業所名	住 所	電話番号
介 護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で生活している人に、介護、家事等生活全般にわたる援助を行います。 ・身体介護 入浴、排泄、食事等の身体介護を行います。 ・家事援助 調理、洗濯、掃除等の家事援助を行います。 ・通院介助 病院への通院のための介助（身体介護有、無）を行います。	介護サポートセンターほほえみ	別海常盤町246番地の24	75-0034
			ホームヘルプステーションすずらん	別海鶴舞町6番地の45	79-5470
			J A道東あさひ介護事業所	西春別駅前曙町9番地の3	77-4111
	重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。	介護サポートセンターほほえみ	別海常盤町246番地の24	75-0034
			ホームヘルプステーションすずらん	別海鶴舞町6番地の45	79-5470
			J A道東あさひ介護事業所	西春別駅前曙町9番地の3	77-4111
	同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある方が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的にを行います。	介護サポートセンターほほえみ	別海常盤町246番地の24	75-0034
			ホームヘルプステーションすずらん	別海鶴舞町6番地の45	79-5470
			J A道東あさひ介護事業所	西春別駅前曙町9番地の3	77-4111
	行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。	J A道東あさひ介護事業所	西春別駅前曙町9番地の3	77-4111
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。	柏の実学園	別海97番地の9	79-5111
	重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。	—	—	—
	療護介護	医療的ケアを必要とする障害のある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をします。	—	—	—
	生活介護	常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。	生活支援事業所 ライフサポートかしのみ	別海97番地の9	79-5111
	施設入所支援 （障害者支援施設での夜間ケア等）	施設に入所する障害のある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。	柏の実学園	別海97番地の9	79-5111

別海町障がい福祉サービス事業所等一覧

区 分		サービス内容	町内の事業所名	住 所	電話番号
訓練等 給付	就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。（利用期間は3年を上限とする。）	—	—	—
	自立生活援助	定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、 ・食事、選択、掃除などに課題はないか ・公共料金や家賃に滞納はないか ・体調に変化はないか、通院しているか ・地域住民との関係は良好か などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。（標準利用期間は1年とするが、市町村の判断で期間を延長することができる。）	—	—	—
	自立訓練（機能訓練）	身体障害のある方または難病を患っている方などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。	—	—	—
	自立訓練（生活訓練）	知的障害または精神障害のある方に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。	—	—	—
	宿泊型自立訓練	知的障害または精神障害のある方に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。	—	—	—
	就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害のある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。	就労支援センターワークス・オーク	別海97番地9	79-5111
	就労移行支援（養成施設）	「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」に基づき、視覚障害者の方を対象として、理療師養成のための職業教育を行います。	—	—	—
	就労継続支援A型（雇用型）	企業等に就労することが困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。	—	—	—
	就労継続支援B型（非雇用型）	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。	スワン工房 就労支援センターワークス・オーク	別海常盤町292番地10 別海97番地9	75-3881 79-5111
	共同生活援助（グループホーム）	障害のある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。	さくらホーム（1階） さくらB（2階） ひまわり こすもす	別海宮舞町189番地7 別海旭町416番地 別海旭町422番地	75-1221 75-3100 75-1811
地域相談支援 給付	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。	根室圏域障がい者総合相談支援センター あくせす根室	中標津町東4条南4丁目7	73-3178
	地域定着支援	単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。			

別海町障がい福祉サービス事業所等一覧

区 分		サービス内容	町内の事業所名	住 所	電話番号
計画相談支援給付	サービス等利用計画	障がいのある方の地域生活を支援するために、「サービス等利用計画」を作成します。	相談室ーぶ	別海宮舞町256番地	74-8117
			根室圏域障がい者総合相談支援センター あくせす根室	中標津町東4条南4丁目7	73-3178
障害児通所給付	児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行なう必要があると認めらる主に未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。	別海町児童デイサービスセンター「にこっと」	別海常盤町280番地	75-1929
			みっかな	上春別米町11番地	77-9124
	放課後等デイサービス	学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児に対し、生活能力の向上の為に必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行ないます。	別海町児童デイサービスセンター「にこっと」	別海常盤町280番地	75-1929
			こども広場ひかり	別海220番地19	77-9630
			みっかな	上春別米町11番地	77-9124
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児に対し、児童発達支援及び治療を行ないます。	—	—	—
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態ある障害児であって、児童発達支援等の児童通所支援を受けるために外出することが困難なものにつき、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練等を行う。	—	—	—
	保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障害児に対し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行ないます。	—	—	—
障害児相談支援給付	障害児支援利用計画	障がいのある方の地域生活を支援するために、「障害児支援利用計画」を作成します。	相談室ーぶ	別海宮舞町256番地	74-8117
			根室圏域障がい者総合相談支援センター あくせす根室	中標津町東4条南4丁目7	73-3178

別海町地域生活支援事業所一覧

事業名	事業受託先 【指定事業所】	対象者	サービスの内容	利用者負担金	利用者負担金 支 払 先	利用限度	減免措置	その他
相談支援事業	町直営	障がい者、障がい児、の保護者又は障がい者の介護及び支援を行う者等	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、その他障害福祉サービスの利用支援等を行う事業	無料	なし	なし		
	あくせす根室							
	相談室るーぷ							
意思疎通支援事業	北海道ろうあ連盟	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等	意思疎通に支障がある障がい者等に対し、手話通訳者の派遣を行い、意思疎通に必要な援助を行う事業	無料		原則 年間53時間以内		
地域活動支援センター事業	NPOスワンの家	1. 障害支援区分判定において、軽度（区分1及び区分2）と判定された者 2. 地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者であって、日中活動の支援が必要と町長が認めた者	障がい者等を通わせ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等の便宜を図り、あわせて機能訓練とともに、必要に応じて入浴等のサービスを行う事業	無料	なし	原則 1週間5日以内		
日常生活用具給付事業	指定事業所	重度身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者であって、日常生活用具を必要と町長が認めた者	重度の障がい者に対し、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養支援用具、情報意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修等の日常生活用具の給付又は貸与を行う事業	給付に要する費用の1割（上限額設定） 生活保護世帯及び非課税世帯⇒0円 一般世帯⇒37,200円 市町村民税所得割50万円以上⇒対象外	指定事業所		上限額 設定 (P17～19参照)	
移動支援事業	J A道東あさひ介護事業所	屋外での移動が困難な障がい者等であって、外出時に移動の支援が必要と町長が認めた者	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のため、外出の際の移動支援を行う事業	身体介護あり 1時間まで400円 30分につき130円加算 身体介護なし 1時間まで150円 30分につき70円加算	指定事業所	原則 月20時間以内	◎	すずらん (車での移動は不可)
	ホームヘルプステーションすずらん							
	介護サポートセンターほほえみ							
日中一時支援事業	地域サポートセンターかしのみ	日中において監護する者がいないため、一時的な見守り等の支援が必要と町長が認めた者	障がい者等に日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他町長が認めた支援を行う事業	1時間まで300円 30分につき100円加算	指定事業所	原則 月53時間以内	◎	①利用者は、1日3人を限度とする。 ②利用時間は、原則午前9時から午後8時までとする。
	こども広場ひかり							
生活サポート事業	J A道東あさひ介護事業所	介護給付の支給決定者以外（障害程度認定区分判定非該当）の者等であって、日常生活に関する支援が必要と町長が認めた者	障がい者等に対し、日常生活に関する支援、家事に対する援助等を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれがある場合に、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援を行う事業	時間まで150円 30分につき70円加算	指定事業所	原則 1回1時間 1週間2回以内	◎	
	ホームヘルプステーションすずらん							
	介護サポートセンターほほえみ							
訪問入浴サービス事業	介護サポートセンターほほえみ	居宅において常に臥床し、自宅に入浴することが困難な65歳未満の身体障がい者等	移動入浴車で居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の支援を行う事業	1回あたり1,200円	指定事業所	原則 1週間2回以内	◎	

■自殺予防に関する基礎知識

1 自殺について「知る」

自殺する人は死にたくて死ぬわけではありません。自殺は、心理的、身体的、経済的、社会的に**追い詰められた末の死**です。また、自殺する人の**ほぼ100%がうつ病などの精神的な問題**を抱えており、視野が狭くなって自殺以外の選択肢を考えられなくなってしまった結果、死を選んでしまうのです。自ら望んで死ぬわけでも、精神的に弱いから死を選ぶわけでも無いのです。

2 身近な人の異変に「気づく」

悩んでいる人は**何らかのサインを発している**ことが少なくありません。周りの人たちがそのサインに気づき、一歩踏み出す勇気が必要です。

【注目すべき変化】

- ☐ 最近、人前に出たがらない
- ☐ お酒の量が増えた
- ☐ 気持ちが落ち込んでいる
- ☐ 不自然に気持ちがハイになっている
- ☐ 身辺整理をはじめた

3 身近な人の話に「耳を傾ける」

身近な人の異変に気づいたら、あなたが心配していることを伝えましょう。

もし、相手が死にたい気持ちについて打ち明けたら、相手の話をゆっくり「**聴くこと**」が大切です。自殺したい気持ちから立ち直った人たちの多くは、立ち直れた要因として「**身近な人に話をきいてもらったこと**」を挙げています。

4 病院や相談機関へ「つなぐ」

悩みをしっかりと聴いた後は、一緒に精神科を受診することや、一緒に保健センターなどの相談機関へ付き添う約束をしましょう。悩んでいる人は、**自ら支援を求める行動が苦手なため、身近な人が相談機関へ「つなぐ」**ことが大切です。

5 温かく寄り添いながら「見守る」

体や心の健康状態についてさりげなく声をかけて、温かく寄り添いながら、じっくり見守ることが大切です。

■困った時の相談先

相談内容	窓口・連絡先	電話番号	受付時間
こころの悩み	別海町民保健センター こころの健康相談	0153-75-0359	平日8:45～17:00
	中標津保健所 こころの健康相談	0153-72-2168	平日8:45～17:30
死にたい気持ちについて	北海道いのちの電話	011-231-4343	24時間
	旭川いのちの電話	0166-23-4343	24時間
生活・心身の障害等の悩み	別海町役場福祉課	0153-74-9641	平日8:45～17:30
ひきこもりの相談	北海道ひきこもり成年相談センター	011-863-8733	平日9:30～16:00
	別海町民保健センター	0153-75-0359	平日8:45～17:00
高齢者生活に関する悩み	別海町役場 地域包括支援センター	0153-79-5500	平日8:45～17:30
多重債務・破産等の相談	法テラス サポートダイヤル	0570-078-374	平日9:00～21:00
	釧路弁護士会根室法律相談センター	0154-41-3444	平日9:00～17:00
家庭生活・DV（配偶者からの暴力）に関する相談	別海町役場生活環境課	0153-74-9647	平日8:45～17:30
	根室振興局 配偶者暴力相談支援センター	0153-24-5756	平日9:00～17:00
精神科医療	別海病院（精神科・心療内科外来）	0153-75-2311	要予約
みんなのメンタルヘルス総合サイト	厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/kokoro/	

別海町
障がい者（児）福祉のしおり
令和6年4月発行

編集・発行 別海町役場 福祉部 福祉課
〒086-0205 別海町別海常盤町280番地
電話 0153-74-9641
FAX 0153-75-2773